

日本からシンガポールに輸出される食用卵に関する家畜衛生条件（仮訳）
（新旧対照）

2019年4月1日	2020年4月9日
<p>家きん及び家きんの卵の輸入のための 獣医衛生条件 - 食用卵</p>	<p>食用卵の輸入のための獣医衛生条件</p>
<p>I 輸出国 マレーシアを除く各国</p> <p>II 用途 食用</p> <p>III 輸入許可書 輸入者は SFA により発行される有効な輸入許可証を持たなければならない。卵は積み荷ごとに発行された有効な輸送貨物通関証明書 (CCP) を添付しなければならない。</p> <p>IV 獣医証明 卵は積み荷ごとに、その詳細（荷受人、荷送人、量、農場名及びその住所、以下 i ~ vi の証明）について輸出家畜衛生当局に正式に承認された獣医師により発行あるいは裏書きされた輸出前 7 日以内発行の獣医証明を添付しなければならない。</p> <p>(i) 輸出国では高病原性鳥インフルエンザ及び H5 及び H7 型低病原性鳥インフルエンザが届出疾病であること。</p> <p>(ii) 輸出国では輸出前 3 ヶ月間、高病原性鳥インフルエンザが発生していないこと。</p> <p>(iii) 輸出国では輸出前 3 ヶ月間、H5 及び H7 型低病原性鳥インフルエンザが発生していないこと。</p> <p>(iv) 卵は無精卵であり、シンガポール SFA により卵の輸入を許可された農場で飼養されている卵用鶏群から得られたこと。</p> <p>(v) 卵が由来する農場はサルモネラ・エンテリティディスについて検査し、清浄であることが確認されていること、及び、強毒ニューカ</p>	<p>(a) 輸出国では高病原性鳥インフルエンザ及び H5 及び H7 型低病原性鳥インフルエンザが届出疾病であること。</p> <p>(b) 輸出国では輸出前 3 ヶ月間、高病原性鳥インフルエンザ及び H5 及び H7 型低病原性鳥インフルエンザが発生していないこと。</p> <p>(c) 卵は無精卵であり、シンガポール SFA により卵の輸入を許可された農場で飼養されている卵用鶏群から得られたこと。</p> <p>(d) 卵が由来する農場はサルモネラ・エンテリティディスについて検査し、清浄であることが確認されていること、及び、強毒ニューカッスル病が輸出前 3 か月間に発生がないこと。</p> <p>(e) 卵は十分に発達した殻を有し、清潔で新鮮であり、人の食用に適すること。</p> <p>(f) 卵は適切に消毒された包装材により衛生的に包装されていること。</p> <p>(g) 健康を害する添加物及び/又は着色料が添加されていないこと。</p> <p>(h) 輸出する卵は生産農場毎に、輸出前 7 日以内に発行された獣医衛生証明書を添付すること。</p> <p>(i) 卵が冷蔵コンテナで輸送される場合、温度は、卵が到着時に衛生的で新鮮な状態に保たれる温度に、輸送の間、保たれなければならない。</p> <p>(j) 卵は生産農場の特定のため、輸出国当局または SFA から認可されたコードを個別にラベリングしなければならない。</p> <p>供給者、輸入者ともに食用卵のクールドチェーン管理を行うことを推奨する。(以上)</p>

ッスル病、伝染性気管支炎、伝染性喉頭気管炎、鶏脳脊髄炎、伝染性ファブリキウス嚢病、産卵低下症候群-1976 又はマイコプラズマ・ガリセプティカム、マイコプラズマ、シノビアエのいずれかによる慢性呼吸器病、家きんサルモネラ感染症（ヒナ白痢を含む）、アヒルウイルス性腸炎又はアヒルウイルス性肝炎が輸出前3ヶ月間に発生していないこと。

(vi) 卵は清潔で新鮮であり、人の食用に適すること。また輸出用の新しい使い捨て容器に包装されていること。

V 船長あるいは機長による誓約
必要なし

VI 係留検査
必要なし

VII 輸入許可の申請
輸入者又は代理人は、少なくとも輸入の2週間前に LicenceOne(<http://www.sfa.gov.sg/e-services>)によりオンライン申請を提出すること。

VIII 到着の事前届け
輸入者あるいはその代理人は、AVAの「食品到着&追跡インテリジェントシステム (iFAST) <https://ifast.sfa.gov.sg/eserviceweb/>」を用いてオンラインで検査の予約を行う必要がある。SFAの輸入許可番号及び輸送便に関する詳細情報が申請書に記載されることが必要である。事前申請がない場合は、開庁時間内で1時間あたり80ドル/1時間またはその一部が科される。

IX 獣医による検査
シンガポールでの輸入港での到着時に、卵及び書類 (CCP、獣医健康証明) は検疫官に提出され、審査される。卵が清潔で新鮮であり (少なくとも60ハウユニット(HU)であること)、書類が整って

いれば卵は輸入者に引き渡される。卵は食品管理局長の命により解放前に細菌検査の対象となることがある。卵のサンプルが実験室モニタリング/サーベイランスのために採取されることがある。

X 罰則

すべての輸入品は、事前に SFA からの書面による許可を得ていない限り、輸入許可証及び輸入衛生条件を満たしている必要がある。輸入条件を満たさない動物及び動物製品については動物健康福祉局長の命により返送あるいは処分される。加えて、輸入者は、動物および鳥類法第 8 条 (1) に基づく犯罪で有罪となり、10,000 ドル以下の罰金または 12 か月以下の期間の懲役またはその両方に対する有罪判決の責任を負うものとする。

XI 料金

料金は、CPP が発行される積み荷ごとに銀行間 GIRO を通じて支払うこと。

(i) 愛がん鳥の輸入許可書

XII その他

(i) 卵は SFA 認可農場由来であること。それぞれの貨物は同一農場由来であること。農場認可の申請は農場についての技術的な情報 (例：農場及びふ卵場の名称、住所、位置、規模、家きんの数、品種、毎月の推定生産量、衛生状態、管理方法、ワクチン計画を輸出国獣医当局を通じて提供すること。

(ii) SFA による認定または再認定を希望する新たな農場及び停止農場は、SFA 認定種鶏場からのみ、更新用家きん (初生雛) を導入することができる。種鶏農場の認定は、上述の (i) と同様である。

(iii) 卵が冷蔵コンテナで輸送される場合、温度は、卵が到着時に衛生的で新鮮な状態に保たれる温度に、輸送の間、保たれなければならない。

(iv) 輸入に係る費用は輸入者負担となる。

<p>(iv) 規則及び料金は SFA の発行する許可書にかかわらず予告なしに変更されることがある。</p> <p>(v) 家きんとは鶏、アヒル、ガチョウ、シチメンチョウ、ウコッケイ、ウズラ、イワシャコ、ハトを含む。</p> <p>(vi) 家きんの卵を含む食用卵は無精卵であること。</p> <p>(vii) 卵は生産農場の特定のため、SFA から認可されたコードを個別にラベリングしなければならない。ラベリングは、認可された食用染料をインクジェット機器で印刷するものとする。</p>	
---	--